

改正後	現 行
<p><u>(繰越承認申請)</u></p> <p><u>第 10 条 交付対象者は、交付金事業が年度内に完了し難いと認められ、交付金事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第 6 号様式による交付金繰越申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 交付対象者は、前項の規定による知事の承認を受けた場合は、翌年度の 4 月 15 日までに別記第 7 号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号から第 7 号まで、第 10 号及び第 13 号並びに第 8 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 高知県へき地医療拠点病院施設整備費補助金交付要綱、高知県へき地診療所施設整備費補助金交付要綱及び高知県過疎地域等特定診療所施設整備費補助金交付要綱は、廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 5 年 11 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号から第 7 号まで、第 10 号及び第 13 号並びに第 8 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 高知県へき地医療拠点病院施設整備費補助金交付要綱、高知県へき地診療所施設整備費補助金交付要綱及び高知県過疎地域等特定診療所施設整備費補助金交付要綱は、廃止する。</p>

改正後				現 行					
付表 1 平方メートル当たり単価表				付表 1 平方メートル当たり単価表					
施設の名称	種目	構 造	単価 (円/㎡)	施設の名称	種目	構 造	単価 (円/㎡)		
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>	へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	227,100		
		ブロック	<u>213,600</u>			ブロック	198,300		
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	253,500		
		ブロック	<u>239,100</u>			ブロック	222,000		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	<u>183,400</u>		医師住宅	鉄筋コンクリート	170,300		
		ブロック	<u>159,600</u>			ブロック	148,200		
		木造	<u>183,400</u>			木造	170,300		
	へき地診療所	一般 地区	鉄筋コンクリート		<u>183,400</u>	へき地診療所	一般 地区	鉄筋コンクリート	170,300
			ブロック		<u>159,600</u>			ブロック	148,200
木造			<u>183,400</u>	木造	170,300				
離島 豪雪 地区		鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>	離島 豪雪 地区	鉄筋コンクリート		182,300		
		ブロック	<u>171,500</u>		ブロック		159,200		
		木造	<u>196,300</u>		木造		182,300		
過疎地域等 特定診療所		一般 地区	鉄筋コンクリート	<u>183,400</u>	過疎地域等 特定診療所		一般 地区	鉄筋コンクリート	170,300
			ブロック	<u>159,600</u>				ブロック	148,200
			木造	<u>183,400</u>				木造	170,300
	離島 豪雪 地区	鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>	離島 豪雪 地区		鉄筋コンクリート	182,300		
		ブロック	<u>171,500</u>			ブロック	159,200		
		木造	<u>196,300</u>			木造	182,300		

改正後	現 行
<p>別記</p> <p>第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>令和 年度高知県へき地医療施設整備費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県へき地医療施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 補助申請額 金 円</p> <p>2 事業の種類</p> <p>3 経費所要額調（別紙1-1のとおり）</p> <p>4 事業計画書（別紙1-2のとおり）</p> <p>5 添付書類</p> <p>（1）補助対象区域の工事設計図</p> <p>（2）工事費内訳書</p> <p>（3）歳入歳出予算（見込み）書の抄本（別紙1-3のとおり）</p> <p>（4）（1）から（3）に掲げる書類のほか、参考となる書類</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>令和 年度高知県へき地医療施設整備費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県へき地医療施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 補助申請額 金 円</p> <p>2 事業の種類</p> <p>3 経費所要額調（別紙1-1のとおり）</p> <p>4 事業計画書（別紙1-2のとおり）</p> <p>5 添付書類</p> <p>（1）補助対象区域の工事設計図</p> <p>（2）工事費内訳書</p> <p>（3）歳入歳出予算（見込み）書の抄本（別紙1-3のとおり）</p> <p>（4）（1）から（3）に掲げる書類のほか、参考となる書類</p>

(5) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※

2)

(県から直接補助を受ける事業者に限る。)

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2: 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し。

(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

補助金振込先                      銀行名                                      支店  
口座名義人 (カナ)  
種別 (当座・普通)  
口座番号

(5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税の納付義務がない旨の申立書

補助金振込先                      銀行名                                      支店  
口座名義人 (カナ)  
種別 (当座・普通)  
口座番号

改正後	現 行
<p>第6号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p>令和 年度高知県へき地医療施設整備費補助金繰越承認申請書 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定 がありました高知県へき地医療施設整備費補助金については、令和 年 度内にこれを完了することが困難になりましたので、下記のとおり当該事 業費を翌年度に繰り越しして事業を実施したく、関係書類を添えて申請し ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 繰越金額 金 円</p> <p>2 繰越理由</p> <p>3 工事完了予定年月日 令和 年 月 日</p> <p>4 添付書類 繰越計算書（別紙5）</p>	



改正後	現 行
<p data-bbox="163 217 495 245">第 7 号様式 (第 10 条関係)</p> <p data-bbox="779 268 1084 347">第 号 令和 年 月 日</p> <p data-bbox="163 421 501 450">高知県知事 様</p> <p data-bbox="696 574 752 654">住所 氏名</p> <p data-bbox="163 727 1084 963">令和 年度高知県へき地医療施設整備費補助金年度終了実績報告書 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定 がありました高知県へき地医療施設整備費補助金について、高知県へき地 医療施設整備費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、関係書類を 添えて報告します。</p> <p data-bbox="163 986 577 1015">1 事業進捗状況報告書 (別紙 6)</p>	

